

告 示

埼玉県秩父県土整備事務所長告示第十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十八年十一月十五日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県秩父県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十八年十一月十五日

埼玉県秩父県土整備事務所長 新 井 伸 二

<p>路 線 名</p>	<p>熊谷小川秩父線</p>
<p>供用開始の区間</p>	<p>秩父市山田字深田二六一三番一〇地 先から 同市山田字浅田二七六四番四地先ま で (ただし、関係図面に表示する部分に 限る。)</p>
<p>供用開始の期日</p>	<p>平成二十八年十一月十五日</p>
<p>備 考</p>	<p>平成二十四年二月 三日付け埼玉県秩 父県土整備事務所 長告示第二号で告 示した道路予定区域 の一部供用開始であ る。 延長四一〇・八〇メ ートル</p>